現　場　説　明　書

新港ふ頭５号上屋外部コンクリート庇改修工事（Ｒ８）

令和８年１１月

那覇港管理組合　企画建設部　計画建設課

１ 工 事 名　新港ふ頭5号上屋外部コンクリート庇改修工事（Ｒ８）

２ 工事場所　那覇港新港ふ頭地区内

３ 工事概要　図面記載のとおり

４ 概成工期　契約の日の翌日から92日間

５ 一般事項

1） 本現場説明書、工事請負契約書、特記仕様書及び設計図書（以下「設計図書等」という。）に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」、それに基づく監理指針である「建築工事監理指針」による。

2） 本工事では、関係法令を遵守の上、災害又は公害の防止に努めるものとする。

3） 現場要員　現場には次の要員を置くものとする。

ａ） 現場代理人　請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、工事現場に常駐で配置できること。

ｂ） 主任技術者　建設業法による。（※入札公告資料による）

ｃ） 監理技術者　建設業法による。（※入札公告資料による）

ｄ） 専門技術者　設計図書等を熟読し、工事の管理指導ができる者で、かつ設計監理者を通して監督員の承認を受けた者とする。

ｅ） 安全管理者　労働安全衛生法による。

※ 上記技術者は事前に監督員の承諾を得て、現場の工事技術・施工図・工事管理等に十分に対応できるような万全の体制をとること。

※ ａ)ｂ)及びｃ)については専任とし、請負者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（入札執行日以前に3ヶ月以上の期間）を有する者でなければならない。なお、これらの者は、資格者証及び健康保険被保険者証の写しを監督員に提出するものとする。

※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、ｂ）又はｃ）の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

※ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、ｂ）又はｃ）の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（工事検査合格通知書における日付）とする。

4） 本工事の施工にあたって、質疑・要望等がある場合は書面にて行い、逐次、監理者かつ監督員と協議の上、施工を行うものとする。

5） 官公庁諸手続き

① 本工事に必要な諸官庁及びその他の機関への許認可等必要な申請及び手続きは遅滞なく行い、それに要する費用はすべて請負業者の負担とする。

② 資材の搬出入についての諸手続きは、所管警察署及び道路管理者等と十分調整のうえ請負業者が行うこととし、実施にあたっては、関係官公署の指示に従い、特に車両渋滞の防止、一般通行者への安全対策及び公害防止に十分配慮する。

6） 試験結果報告書の提出

使用資材の中で、公的機関による試験結果報告書の必要なものは遅滞なく行い、それに要する費用はすべて請負業者の負担とする。

7） 工程管理会議等

①~~別発注の関連工事請負者及び~~委託業務受注者とは常に連携を密にし、工事に支障のないように努めなければならない。~~また、本工事及び関連工事の各請負者は「工事安全協力会」（以下、「協力会」という。）を結成し、工事期間中の現場内外の安全・衛生管理に共同であたるものとする。また、本工事の受注者から統括安全衛生管理責任者を選任すること。~~

~~協力会の幹事は　　とする。~~

関連工事：なし

② 監督員との定例工程会議は、週1回行うものとし、主催、会議の記録は請負者が行なうものとする。

8） 施工計画等の承諾

工事着手前に総合施工計画書（総合仮設計画書を含む。）及び総合図、各工種施工計画書等を提出し、監督員及び監理者の承諾を得るものとする。

① 各工事の請負業者は、工事着手前に総合図により、~~関連工事を含めた取り合いを検討し、関連工事の請負業者とともに総合図を作成する。ここでいう総合図とは、平面、展開、天井伏等の詳細図に設備工事等の内容を記入した図面であり、特に建具、機器、配管等の位置関係を明確にし、機能上支障をきたさないように検討する。~~

②~~総合図による検討をもとに監理者との調整を密にして施工図を作成し、速やかに監督員及び監理者の承諾を得るものとする。~~

③ 監督員及び監理者が施工見本を必要と判断した場合、施工内容、施工程度の判断可能な見本を作成する。見本作成は、工程に余裕を持って行う。

④ 施工図は、監理者と連携を密にして作成し、監理者及び監督員の承諾を得るものとする。

⑤ 工事着手前に敷地内の作業通路、資材置き場、工事掲示物等の必要事項については、関連工事と調整した上で、必ず仮設計画書を提出し、監督員及び監理者の承諾を得るものとする。

9） 工事用水・仮設電力等

当該工事に必要な電気、電話、水道、排水施設等に要する手続きは請負業者で行い、その設置に要する費用・使用料金等は請負業者の負担とする。

10） 着工前の隣接施設調査及び周辺への配慮

工事により隣接する施設に汚染損壊等影響を与えないよう十分な予防措置を取り、工事に伴い発生する騒音等の公害についても万全の措置を講ずる。

汚染や損壊があった場合は、請負者負担にて速やかに現況回復する。

工事に先立ち、現場内外における隣接施設の状態は調査及び写真撮影等により、現状を十分把握し、施工にあたっての交通処理計画、仮設計画及び地下埋設物対応について十分検討を行う。

以上は、周辺道路等搬入経路についても同様である。

11） 埋設管・道路等の適正管理

① 工事敷地内にある下水道管・給水管等について管理・養生を行い、万が一、破損・漏れ等を生じさせた場合には、請負者にて速やかに措置する。また、地下水等が工事に支障をきたす場合も同様に措置する。

② 工事期間中、工事車両等によって周辺の道路、側溝、塀、立木及び他の物品に損傷を与えた場合は、請負者の負担により修復する。また、現場からの泥土等により、周辺道路を汚染した場合は、速やかに清掃等を行う。

12） 地域住民生活の安全確保

工事期間中、付近住民の生活上支障ないように、ホコリ、騒音、振動には十分配慮し、監督員等関係者と十分な打ち合わせのうえ、付近住民の苦情対応や、工事の安全管理を徹底する。

13） 土砂、資材等の運搬について

土砂、資材等の運搬にあたっては、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を十分行うこと。

14） 工事による廃材・廃棄物は勿論のこと、現場や現場事務所から搬出される一般ゴミについても分別を行い、リサイクル処理に努めなければならない（マニュフェストの提出）。

15） シックハウス

接着剤、合板類、塗装材、ユニット等使用材料は、シックハウス対策品として資材承諾のなかで安全データシート等を添付し、揮発性有機化合物の規定値（厚生労働省の濃度指針値）以下を確認後、監督員の承諾を得る。

安全データシート等の含有確認資料が無い場合は、材料選択の再検討、あるいは公的機関での濃度測定を行い、安全性の確認をする。

特記仕様書の定めにより、施工段階（内装工事塗装後等）、工事完成後に測定を行い書面により報告する。

測定値が規定値以上の場合には請負業者負担にて規定値以下になる策を講ずる。

16） 枠組足場については、原則として、「手すり先行型足場」とし、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省）による設置を行うこと。なお、この場合の「手すり先行工法」の足場は、全層に「二段手すり（又は手すり枠）」と「つま先板（幅木）」のある足場とすること。

17） 使用材料については、再生資源や環境に配慮したものを努めて使用するものとする。

18） 公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。

19） 工事保険等

請負者は、工事施工にあたり、下記の法定外労災補償（建設共済等）及び請負業者賠償責任保険に加入し、保険証券等の写しを工事着手後14日以内に提出しなければならない。その他の保険については、監督員と協議し、新たに付保した場合にはその旨通知するものとする。

保険対象：請負契約の対象となっている工事全体
保険金額：請負代金金額（支給材料、貸与品等を含む）
保険期間：工事着手の時から工期最終日+14日以上
保険条件：イ）法定外労災補償（建設共済等）
補填限度額1名につき2,000万円以上
ロ）請負業者賠償責任保険
補填限度額(対人)1名につき5,000万円以上、1災害につき1億円以上
〃　(対物)1災害につき1,000万円以上、免責金額10万円以下

20） 提出書類

① 提出書類は、「別紙 1」による。書式の定めにより遅滞なく提出する。

② 完成図書は、「別紙 2」による。

21） 工事用看板等

「別紙3」を参考に安全表示板、交通標示板等を現場内外の随所に設置する。

22） 監督員事務所等 （床面積 50 ㎡程度）

監督員事務所の設置、その備品及び光熱費については請負者がこれを負担する。

監督員事務所の設置にあたっては、監督員及び監理者と協議の上、その詳細を決定するものとする。

監督員事務所の備品については下記のものを用意すること。

・会議用テーブル/折りたたみ椅子　・事務机及び椅子　・安全靴及び安全帯、安全帽　・雨具

・パソコン:インターネット環境設定共(OS:Windows10、ｱﾌﾟﾘ:Excel/Word/outlook) ・カラー複合機

・電話 ・ホワイトボード・書棚 ・事務用品等

6 ~~赤土等流出防止対策~~

1) ~~本工事は、沖縄県赤土等流出防止条例届出対象工事となるため、施工にあたっては、当条例に基づく赤土等の流出防止対策を行うものとする。~~

2) ~~赤土等流出防止対策については事前に通知された事業行為通知書に基づきこれを行うものとする。~~

3) ~~本工事において、事前に通知された事業行為通知書の内容に変更が生じた場合は、変更通知の手続きを行うものとする。~~

7 数量公開

1) 設計価格算出の透明性を確保し、入札参加者等の積算、工事内訳書作成の効率化を図ることを目的に設計金額のもととなる工事費内訳書から主要な項目を抜粋し、参考資料(参考数量)として公開、提供する。

2) 本参考資料(参考数量)は契約上の拘束を受けないものとして公開し、**建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書**(図面及び仕様書等)には含まれない。

※参考資料「数量公開の説明書」・「数量書」:(別 添)

8 その他

1) 本工事は、建設リサイクル法の対象工事となるため、法に基づき適切な手続きを行うものとする。また、全ての廃材・廃棄物等は原則リサイクルとするが、やむを得ず最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係わる税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので適正に処理すること。

2) 請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や高度な技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項がある場合は、工事完成時までに書面により提出することができる。

3) 請負者は、工事完成後においても、発注者から本工事に関する資料提供、調査依頼又は会計検査等の協力の申し出があった場合は、この求めに応ずるよう努めるものとする。

4) 落札業者は、早急に契約手続きを行うよう努めるものとする。

5) 契約工期内に提出書類作成も終え、全ての検査及び手直しを終了させること。

6) 現場が使用中の上屋となっている為、仮設(足場)の範囲、通行路、施工時間等荷役業者、港運業者と事前に十分な調整を行い、工事に支障にならないようにすること。

7） アスベストは前回平成 30 年度の外壁改修工事において処置済みとなっている。今回の工事では、確認の為に 1 ヶ所試料採取を行うが、採取箇所については、採取前に監督員と協議を行うこと。アスベストが検出された場合の手続き、工事等については設計変更協議を行うこと。

8） コンクリートの劣化状況に応じた補修範囲の決定にあたり、必要に応じてコンクリート診断士等専門技術者の見解を参考とし、補修範囲を決定すること。

別紙１　【提出書類一覧】

（契約後速やかに提出）

	書類書式	規格	部数	備考
1	営繕工事第１号様式	Ａ４	1	
2	工事着手届け	Ａ４	1	
3	現場代理人等通知書	Ａ４	1	資格者証の写し、経歴書、実務経験証明書、健康保険証の写し
4	工事工程表	Ａ４	1	
5	建設業退職金共済組合掛金収納書	－	1	
6	建設労災補償共済制度加入証明書	－	1	
7	労働保険関係成立届出証明書	－	1	
8	火災保険・組み立て保険等	－	1	写し
9	工事カルテ受領書（写）	Ａ４	1	
10	再生資源利用計画書	Ａ４	1	
11	再生資源利用促進計画書	Ａ４	1	
12	建設工事下請通知書	Ａ４	1	

（随時提出）

	書類書式	規格	部数	備考
1	建設工事下請通知書	Ａ４	1	契約書第７条
2	施工体制台帳	－	1	
3	施工計画書	Ａ４	1	各工事着手前
4	使用材料承諾願	Ａ４	1	規格、寸法等必要資料添付
5	施工図	Ａ１	1	総合図承認後
6	試験成績書	Ａ４	1	各種材料
7	実施工程表	Ａ３	1	工事の着手に先立ち作成・提出
8	CALS システム支払い証明	Ａ４	1	CALS システム使用許諾料支払い時
9	確認・立ち会い願い	Ａ４	1	
10	材料検査調書、材料搬入報告書	Ａ４	1	材料搬入ごとに

工事月報（毎月５日迄に提出）

	書類書式（１冊にまとめる）	規格	部数	備考
1	定期報告書（ ○月分）	Ａ４	1	営繕第３号様式。 工事監理業務受託者の審査後
2	工事履行報告書	Ａ４	1	第 11 号様式
3	工事工程表（実施）	Ａ４	1	営繕第４号様式 （計画を黒線、実施を赤線）
4	工事状況報告	Ａ４	1	営繕第５号様式
5	工事写真	Ａ４	1	営繕第６号様式（進捗した部分・全体）
6	県産建設資材使用状況報告書	Ａ４	1	参考様式１ 各月ごと
7	休日取得状況報告書	Ａ４	1	任意様式 各月ごと
8	工事打合せに関する記録	Ａ４	1	

（既済検査時）

	書類書式	規格	部数	備考
1	既済部分検査願	Ａ４	1	契約書に掲げる回数以内
2	出来高内訳明細書	－	1	出来高のわかる数量書や簡易な図面
3	請求書	Ａ４	1	既済検査合格後に提出

（完成検査時）

	書類書式	規格	部数	備考
1	完成通知書	Ａ４	1	
2	県産建設資材使用状況報告書	Ａ４	1	累計
3	請求書	Ａ４	1	検査合格後
4	工事目的物引渡書	Ａ４	1	
5	再生資源利用実施書	Ａ４	1	
6	再生資源利用促進実施書	Ａ４	1	
7	ゆいくる材利用状況報告書	Ａ４	1	
8	ゆいくる材出荷量証明書	Ａ４	1	

別紙２

提出書類一覧(完成図書)

	書類書式	規格	部数	備考
1	工事日報	Ａ４	1	
2	施工計画書	Ａ４	1	
3	使用資材承諾書、証明書	Ａ４	1	
4	施工承認図	Ａ１	1	Ａ４サイズに折って提出
5	工事写真	－	1	Ａ４サイズに整理して提出 着手前・着工中・完成時 施工計画書等で記載のある段階写真含 オリジナルデータも提出
6	完成図（白図）	Ａ２	1	Ａ３版観音製本
7	完成図（白図）	Ａ３	1	Ａ４版観音製本 オリジナルデータ、PDF
8	電子納品ＣＤ	－	2	(財)沖縄建設技術ｾﾝﾀｰ発行の確認証１部も添付すること。
9	工事カルテ受領書（写）	Ａ４	1	
10	鍵等引渡書、取扱説明書	－	1	目録、キープラン含む
11	保全に関する資料	Ａ４	2	
12	保証書	Ａ４	1	クリヤホルダーに収納
13	工事完成書類引渡書	Ａ４	1	目録含む
14	下請通知書	Ａ４	1	施工体制台帳を添付する
15	産業廃棄物マニュフェスト	Ａ４	1	写し
16	総合図	Ａ１	1	CAD データ及び PDF
17	使用材料仕上表	Ａ４	1	検査合格後に提出
18	請求書	Ａ４	1	検査合格後に提出
19	完成写真		3	黒表紙金文字アルバム２部、CD１部

※その他監督員の指示によるもの。

別紙３

工事用看板の表示内容・規格寸法等（参考）

工事名称 ： 新港ふ頭５号上屋外部コンクリート庇改修工事（Ｒ８）
工　　期 ： 令和８年１２月○○日～令和９年　３月○○日
発 注 者 ： 那覇港管理組合　**管理者　古謝　玄太**
監督部署 ： 那覇港管理組合　企画建設部　計画建設課　電話：868-0336　FAX：862-4233
設計･監理 ： ○○○○○
施 工 者 ： ○○○○○
※現場連絡先（電話･ＦＡＸ）記入

（摘要）

大きさ：縦９００×横１８００（ｍｍ）程度

額　縁：四方アルミ、グレー色

現場掲示物

掲　示　物	掲示の対象			備　　考
	現場事務所	現場内	公衆	
工事名標示板(工事用看板)			○	
建設業許可票			○	建設業法第 40 条
労災保険関係成立票		○		労働者災害補償保険法施行規則第 49 条
建築基準法確認済看板			○	建築基準法第 89 条
施工体系図	○	○	○	建設業法第 24 条の 7-4 公共工事適正化法第 13 条第 3 項
作業主任者看板		○		労働安全衛生規則第 18 条
安全衛生推進者(衛生推進者)看板		○		労働安全衛生規則第 12 条の 4
建退共制度適用工事現場(標識)		○		「建退共制度改善方策について」H11.3.18
緊急時連絡表	○	○	○	
安全標識	○	○		無災害記録表、作業予定表、KY 活動表
実施工程表	○			
週間作業内容掲示等			○	

（別添）

数量公開の説明書

1．数量公開の目的

建築及び設備工事における数量公開について、設計価格算出の透明性を確保し、入札参加等の積算、工事内訳書作成の効率化を図ることを目的とする。

2．数量公開にあたって提供する資料

建築及び設備工事における数量公開とは、設計金額のもととなる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなどしたもの（以下「数量書」という。）を、参考資料（参考数量）として公開、提供するものである。

3．数量書の取扱いについて

数量書は契約上の拘束を受けない**参考資料**として公開し、**建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）には含まれない。**

4．数量書について

（1） 数量書の範囲

数量書の範囲は次のとおりとする。

1）数量書は原則として工事費内訳書内を公開範囲とする。

2）工事費内訳書において、数量を一式としている項目の根拠となる数量を記載した別紙明細書

3）共通仮設費や現場管理費の算定の際に必要に応じ積上げられる項目数量を記載した共通費明細書　ただし、2）、3）について軽微なものや任意仮設に係わる数量を記載した別紙明細書及び共通費明細書については除くものとする。

（2）数量書の作成基準（下記の基準に基づき作成）

1）構成及び項目

「公共建築物工事内訳書標準様式（建築工事編）、（設備工事編）」

2）数量

「公共建築（設備）数量積算基準」

3）共通費

「沖縄県土木建築部建築工事積算基準」

アスベスト含有調査業務概要書

１．調査建物
・新港ふ頭５号上屋

２．所在地
・那覇港新港ふ頭地区内

３．構造階数
・５号上屋：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造　地上１階建て
※主要構造については、既存図面が無いため想定。

４．調査業務内容
・本業務対象工事により改修する部分に使用されている建材について、試料を採取し、作業環境測定機関として登録を受けた機関で分析を行う。
・調査報告書の作成
・調査資料の作成（調査写真、調査箇所位置図等）
・その他アスベスト含有の可能性がある建材について調査を行う。

５．調査対象物・箇所・時期
・調査建物に使用されている仕上げ材等：１箇所予定（【定性分析】
【定量分析】定性分析後に工事費や工期に影響がある試料について協議するものとする。
・新たにアスベスト含有の可能性がある建材が見つかった場合は協議を行う。
・2 号上屋及び 3 号上屋のアスベスト分析結果報告書は那覇港管理組合よりデータを提供する。
・調査時期については、着手後すぐに調査箇所を確認し実施すること。

６．試料採取
・試料採取作業を行う者は建築物石綿含有建材調査者（一戸建て等石綿含有建材調査者を除く）を有していること。
・採取にあたっては、採取箇所の湿潤化を図り、採取年月日、施設名称、試料番号、特記事項を記録する。
・試料採取作業を行うときは防塵マスク、保護メガネ、専用作業服等を装備する。
・試料を採取する箇所については、周囲に粉塵等が飛散しないよう措置を講ずること。
・分析のため採取したアスベストについては、関係法令に基づき慎重に取り扱うこと。
・定性分析の結果によっては定量分析を行うことを指示する可能性があるため、採取する試料は定量分析まで行える量を採取すること。

７．調査及び解析方法
・分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481-1(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第 2 部:資料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法)によりおこなう。定性分析方法によりアスベスト含有が有の場合は、JIS A 1481-3(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第 3 部:アスベスト含有率の X 線回折定量分析方法)をおこなう可能性があるため、

必ず調査職員と協議をおこなうこと。

８．調査報告書の作成

・調査報告書の提出部数　２部（原本及び副本）

・製本方法等については調査員との調整による。

・調査写真は写真原本を CD-R に格納し、提出するものとする。

※フィルムカメラを使用した場合は、ネガアルバムに整理し、報告書に綴る。

９．整理清掃等

・調査後は、その都度速やかに補修及び整理清掃を行うこと。

・調査、試料採取においては極力端材などが出ないよう注意すること。